

記載例

離婚によって、住所や世帯主が変わる方は、新たに住所変更届、世帯主変更届の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

離婚その他の事情で父母の氏が変わるときは、変更後(現在の)の氏を書いてください。養父母についても同じように書いてください。

本届書中
字訂正
字加入
字削除

訂正印

湯川
湯川

平成 年 月 日
午前 時 分 受領
午後

夫 免 旅 住 その他 無 ()

妻 免 旅 住 その他 無 ()

使 者 免 旅 住 その他 無 ()

送付 平成 年 月 日

確認 通知

離婚届		受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日
第 届出する年月日を記入してください。		送付 平成 年 月 日	長 印
平成28年10月10日届出		第 号	
湯川村長 殿		書類調査	戸籍記載
		記載調査	調査票
		附票	住民票
		通知	
(1) 氏名	夫 湯川 太郎	妻 湯川 花子	
生年月日	昭和 40 年 1 月 1 日	昭和 40 年 3 月 3 日	
住所	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬 18 番地 番号	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬 18 番地 番号	
本籍	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬 18 番地 番号	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬 18 番地 番号	
父母の氏名	夫の父 湯川 一郎	妻の父 会津 次郎	
父母との続柄	母 湯川 夏美	母 笈川 春子	
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻	福島県会津若松市東栄町 3 番地	
未成年の子の氏名	湯川 麻衣、湯川 瑠璃		
同居の期間	平成 18 年 10 月 から 年 月 日		
別居する前の住所			
別居する前の世帯のおもな仕事と			
夫妻の職業			
届出人	夫 湯川 太郎	妻 湯川 花子	
署名押印	湯川	湯川	
事件簿番号			
連絡先	電話 090(00xx)00xx	自宅・勤務先	携帯

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は、1通でさしつかえありません。
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要です。
そのほかに必要なもの
調停離婚のとき⇒調停調書の謄本
審判離婚のとき⇒審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき⇒和解調書の謄本
認諾離婚のとき⇒認諾調書の謄本
判決離婚のとき⇒判決書の謄本と確定証明書

証人が使用する印鑑は、同姓の場合でも違う印鑑を押してください。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署押 名印	湯川 一郎 (湯川) 会津 次郎 (会津)
生年月日	昭和 25 年 2 月 5 日 昭和 30 年 9 月 30 日
住所	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬 18 番地 番号 福島県会津若松市東栄町 3 番地 番号
本籍	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬 18 番地 番号 福島県会津若松市東栄町 3 番地 番号

本届書中
字訂正
字加入
字削除

訂正印

湯川
会津

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

婚姻で氏がかわった人は離婚後の氏や戸籍を次の3つから選んでください。
○元の氏に戻る場合 ①親の戸籍に戻る(左の例になります)
○元の氏に戻る場合 ②自分で新戸籍をつくる
○引き続き今までの氏を使う場合 ③別の用紙を離婚届と同時に提出してください。
(戸籍法77条2項の届出になります。)
離婚届と同時に77条2項の届出を提出する場合は、この欄は記入しないでください。

離婚届を提出し、いったん元の氏に戻った方も「婚姻中の氏」を引き続き使用したいときは、離婚の日から3ヶ月以内であれば、裁判所の許可なく「戸籍法77条2項の届出」をすることによって、そのまま使用できます。

離婚の際、未成年の子がいるときは、夫妻のどちらが親権を持つか、必ず決定をし、子の氏名を書いてください。この届出で親権を決定しますが、子の戸籍は移動しません。移動させるには家庭裁判所の許可が必要となります。詳しくはお尋ねください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

(面会交流)
 取決めをしている。
 まだ決めていない。

(養育費の分担)
 取決めをしている。
 まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

持参していただくもの

- 離婚届書(1通)
- 戸籍謄本
*湯川村に本籍がある方は不要です。
- 印鑑(届出人である夫および妻)
*スタンプ印は不可
- 運転免許証・パスポート等
*本人確認のため

◎ 調停・裁判離婚の場合は、裁判所からの書類も忘れずに持参ください。その場合、届出人は申立人です。確定の日から10日以内に届出が必要。

届出人夫妻が使用する印鑑は、違う印鑑を押してください。

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

◎署名は必ず本人が自署してください。
◎印は各自別々の印を押してください。
◎届出人の印を御持参ください。